天理市上下水道局告示第2号

指定公金事務取扱者の指定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、地方公営企業法第33条の2において準用する地方自治法第243条の2第2項の規定により告示する。

令和6年8月1日

天理市上下水道事業の管理者 天理市長 並 河 健

記

- 1 指定公金事務取扱者に委託した業務の名称 天理市上下水道局お客様センター業務委託
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地 株式会社エンジニアサカウエ 大阪府高槻市宮野町12番20号
- 3 指定公金事務取扱者に委託した業務に係る収入の種類 水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料及び下水道事業 受益者負担金
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和6年8月1日

5 指定公金事務取扱者に委託をした期間 令和6年10月1日から令和9年9月30日まで